

おおぞら

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp

残暑お見舞い申し上げます



美瑛町

イラクが持っていたとされる「大量破壊兵器」は、結局見つからないまま、暑くない夏が終わろうとしています。

誰もが戦争は、嫌いです。だからこの戦争を、あいまいなまま終わったことにするのではなく、改めて「戦争の正当性」をきちんと検証すべきです。

しかし気がついたら、十分な議論がされぬまま有事法案が成立し、今度は、自衛隊がイラクに派遣されそうな状況です。次は、子供たちの世代が、新たな戦争に巻き込まれるのでしょうか。

もちろん、決してそのようなことを認めるわけにはいきません。

自分たちのために、そして子供たちのために、できるところから声を上げていこうと思うのです。

今後とも、ご指導ご鞭撻をよろしく願いいたします。

2003年 夏

札幌おおぞら法律事務所一同

札幌弁護士会むろらん法律相談センター

開設

弁護士 田中貴文

平成13年8月、札幌弁護士会に「室蘭法律相談センター」設置に関する協議会が設置されました。私を含め協議会メンバーはいずれも多重会務者であり、日程調整は困難を極め、原則として朝8時からの会議となりました。裁判所に対する事件件数の照会、会員弁護士に対する受任事件の照会、室蘭支部会員弁護士との懇談、相談回数と経費のシュミレーションなどの作業を経て、室蘭に法律相談センターを設置する方向で進めることになりました。昨年6月に弁護士過疎対策委員会内に「室蘭センタープロジェクト」が作られ、以降設置の具体的な準備に着手し、平成15年4月14日室蘭法律相談センターがオープンしました。

室蘭センターは毎週2回、札幌の弁護士6名と室蘭の弁護士2名のクルーで法律相談を担当しています。私も2ヶ月に1回午前9時から午後2時まで8件程度の相談に行っています。当初はどの程度需要があるか不安でしたが、オープンした途端相談まで2週間待ちの状況であり、いかに室蘭地区において法律相談センターの設置が待たれていたかを実感しています。1回で8件位相談を受けますが、受任するのは5件程度になります。ただでさえ多忙を極めていのに、一挙に5件も受任してしまうと事務局に申し訳ないと思うのですが、かといって受任しなければ、相談者

は法的救済を受けることができませんので、事務局には大変無理をかける事態となっています。申し訳ありません。しかし私以外のクルーメンバーは1泊2日で10件を越える相談を受けているのもっと大変です。現在札幌弁護士会は、岩内、静内、小樽、新さっぽろに常設の相談センターを置いていますが、いずれのセンターも同じような状況です。

法的サービスをきめ細かに行うためには、弁護士に対するアクセスをどれだけ開通できるかが問題ですが、そのためにはそれを担う弁護士の数が必要です。我が事務所も10月からは弁護士4名になりますので、多少は貢献できるかと思えます。

札幌弁護士会
むろらん法律相談センター
弁護士会の法律相談がはじまります。

平成15年
4月14日(月)
スタート

平成15年4月14日(月)開設記念無料法律相談会実施!
相談は予約制です。下記電話番号で予約受付中!!

相談・貸食前・交通事故・離婚・クレジット・サラ金etc...
なんでもお気軽にご相談ください。

相談料 5,000円

予約制 ☎ 0143-47-8373

受付時間 午前10時～午後4時まで
相談場所 室蘭市中央ビル4F
11号中島中央ビル4F
(丸井多井 北園中通り)



札幌のホームレス問題

弁護士 田中 貴文

札幌に路上生活者は何人いるかご存知でしょうか。寒い北海道のことですので、そんなにたくさんはいないと思うのは誤りで、200名以上もいるのです。寒い冬は昼間地下街や、バスターミナルなどで寝て、夜は歩き続けるのです。歩き続けなければ凍死してしまいます。今年の冬、実際に亡くなった路上生活者もいました。沖縄出身の山之口獺という詩人の「生活の柄」という詩があります。高田渡が曲をつけて唄っていますが、このことを知っている人はかなりめずらしい方です。「歩き疲れては 夜空と陸との隙間にもぐり込んで寝たのである 草に埋もれて寝たのである ところ構わず寝たのである 寝たのであるが ……寝たかと思うと冷気にかからわれて 秋は浮浪者のままではねむれない」

大阪の安永一郎弁護士と知り合ったのがきっかけで、4月にホームレス問題の集会で発言する機会を与えられました。そこでホームレス問題を弁護士会の人権擁護委員会に取り組むべきだと進言したところ、ヤブヘビとなり人権擁護委員会のメンバーでもないのに高橋副委員長から逃げられない結果となってしまいました。

路上生活者となるきっかけはいろいろありますが、やはり仕事が無くなってというのが圧倒的に多いです。職場を解雇されると次の仕事がなく、やむを得ず路上で生活をせざるを得ないのです。特にバブル崩壊後不況のま

っただなかにある北海道で、次の仕事を見つけることはきわめて困難です。借金の問題を抱えている人もいます。仕事が無くて生活できなくなれば生活保護による救済制度がありますが、役所の実務では住居がなければ生活保護は受けられないことになっており、また財政面の制約もあってなかなか生活保護を受けて仕事を捜すということにはならない実態があります。体を壊して入院しなければ生活保護を受けることもできないのです。

7月19日、市民会館で行われた路上生活者の生活健康相談会には130名を越える路上生活者が集まりました。医師、看護学生、学生・市民ボランティア、理容師など40名の方が集まってお世話をしました。弁護士も3名参加しましたが、生活保護手続き、借金の整理(破産)など弁護士が関わることができる分野もあります。高橋委員長と相談しながら、ホームレス問題にも取り組むことになりそうです。



2003.4.19 今、なぜ、ホームレス問題なのか
— 私たちのできること、願うこと —

中国残留孤児国賠訴訟、札幌でも提訴へ

弁護士 太田 賢二

中国「残留孤児」が、これまで再三にわたり国から「棄民」されてきたことについて、国の責任を問う訴訟が、この秋に札幌でも提訴されます。

残留孤児とは？ 棄民とは？

残留孤児に対する、国の「棄民」というのは、多くの意味を含んでいます。

国は、孤児の親たちを国策の元に、開拓団として、当時の「満州国」に送りこんでおきながら、

- ① いざソ連軍侵攻となると関東軍は軍人とその家族だけで逃走し、開拓団をソ連軍の真っ只中に放置したこと。
- ② 終戦後も、引き揚げが大幅に遅れ、多数の死者と孤児を発生させたこと。
- ③ その後も、相当数の日本人が中国に残留していることが分かっていながら、引き揚げの措置を十分取らなかったこと。
- ④ 日中国交回復を契機に、訪日調査を実施して、帰国希望者が出た状況においても、国は、帰国条件、費用援助

について様々な制約を課し、帰国を事実上妨害してきたこと。

⑤ 帰国後の支援措置もきわめて不十分で、孤児たちは就職もままならず、多くが生活保護による生活を強いられてきたこと。

普通の日本人としての権利回復を！

孤児たちは、中国では侵略者の子としていじめられ、よくやく帰国しても自立支援政策はないに等しく、現在も約7割の人が生活保護で生活しています。

孤児たちは、人並みの老後の補償を求めて、11万筆あまりの署名をもって国会請願を繰り返しました。しかしそれも不採択に終わりました。

そこで昨年12月、残留孤児637名は、国を相手として、東京地裁に国賠訴訟を提訴しました。

それは、日本人として、「普通の日本人として」人間らしく生きる権利を求める訴訟です。

この提訴に呼応して、現在全国で残留孤児が訴訟に立ち上がろうとしています。

札幌でも、80名あまりの孤児が、この秋に、提訴の準備をしています。

「普通の日本人として。」こんな当たり前のことを裁判で訴えなければならない現実。

まだ戦争は終わっていないのです。

ぜひ多くの方々のご支援をお願いいたします。



100万人署名にご協力ください

中国「残留孤児」の人間回復の闘いに支えを

私たちは呼びかけます (五十音順)
 石坂啓(兵庫県)、井出孫六(作家)、井上ひさし(作家)、永六輔(放送作家)、鹿島源吉(東京大学名誉教授)、加藤章紀(子鹿子)、小林カフ代(料理家)、坂本龍聖(ジャーナリスト)、佐野洋(作家)、ジェームス三木(脚本家)、新藤兼人(映画監督)、曾根菜穂(児童福祉司)、ちばてつや(作家)、なかにし礼(作家)、羽田麗子(記録映画作家)、林郁の、古谷三敏(漫画家)、森村誠一(作家)、山田洋次(映画監督)、渡辺一雄(作家)

アピール
 中国「残留孤児」637名が、2002年12月20日、国家賠償訴訟を東京地方裁判所に起こしました。棄かれた人権、人としての尊厳を回復するために、国に対する謝罪と賠償を求める決意をしたのです。

国に置き去りにされ、40年
 「孤児」たちは自身の意志で中国に残ったのではなく、国に置き去り(棄民)にされたのです。1953年に最後の引き揚げがありましたが、この時も「孤児」たちはおぼろげなまま、1955年に引き揚げられました。

また、自ら支援政策はないに等しく、現在も約7割の人が生活保護で生活しています。

もう一度、野球のシーズン

●太田 賢二

この11月、あの札幌ドームで、「日弁連野球全国大会」が開催される。札幌ローヤーズは、ユニホームを一新した。引退間近の私も、「最後の一花？」の気持ちで、ケガをしない程度に、それなりに準備を重ねている。

子供たちは1年生になった。時々キャッチボールもしてみるのだが、正直ヘタクソ。思えば自分が小さかった頃は、猫も杓子もみんな野球だった。三角ベースやゴロベスもやって、夜は家族で野球中継に見入ったもんだ。

してみると、今のご時世、子供たちが野球にあまり関心を示さず、ヘタクソなもの仕方ないか。

でも彼らは、なんにせ伸び盛り。この1年余りの間に、自転車も、水泳も、スキーも、縄跳びもぐんぐん上達してきた。

おたおたしていると、野球ですら、親父としてでかい顔ができなくなる日も近い…かな。



何でも壊れる時には一挙に壊れる。車庫のシャッターが閉まらない、冷蔵庫が冷えなくなった、水道管に穴が空く、玄関のタイルがはがれる、ビデオデッキからテープが出ない。全くどうかしている。有事法制、国民「保護」法、イラクに自衛隊が行く、教育基本法が変えられる……。



一挙に壊られては大変迷惑である。秋には正しい選択をしましょう。

ついに、実務修習が始まりました。試験にうかってからは、テニス、スキー、ダイビングとひたすら遊びまくり、前期修習中はひたすら飲みまくり、そろそろ脳味噌もいい感じにとろけてきたので、実務はまじめに激しく働きたいなあと、思ったりします。

3ヶ月という短い間ですが、太田先生からすいもあまいも、あらゆることを吸収していきたいと思っております。よろしくお祈りします。



最近、北海道にもシネコンが増えました。最新の設備はやはりすばらしいのですが、この影響で街の小さい映画館が一つ一つ消えていくのは寂しい限りです……

齋藤 佳苗

先月12日に結婚をしました。事務所の皆さんにも来て頂き思い出に残る披露宴となりました。半年間準備に費やし、大成功でした！

本間 芳江

現在、自宅で鑑賞用のフグ(ミドリフグ)を飼っています。小さな体で、ヒレを一生懸命動かして泳いでいる姿が、とてもかわいいです。

沢辺 千春

事務局あいさつ



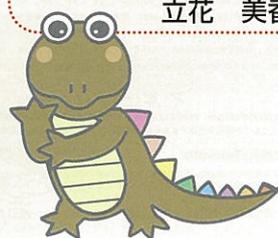
本間 齋藤 小林 沢辺 立花

5月に事務所旅行でUSJIに行ってきました。大阪に着いたその日にSARS情報が流れ、ビックリ！！でもなにごともなく、楽しい旅行でした。

小林 亜希子

今年も夏がやって来ました。この夏は、大好きなアーティストのコンサートと、2日間昼夜続けて行われる野外のライブイベントで音楽三昧の夏を楽しみます！

立花 美香



事務所からのご案内

- 1、8月13日(水)から17日(日)まで、お盆休みとさせていただきます。
- 2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
- 3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。

相談料は、30分5000円程度です。



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL (011) 261-5715 FAX (011) 261-5705
E-mail: ozoralaw@voicenet.co.jp